の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第三項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（第三項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合する検査自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて令和三年五月一日から同年十月三十一日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第二項から第四項までの各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。

第九十条の十四第二項から第四項までを削り、同条第五項中「検査自動車（」の下に「前項又は」を加え、「令和元年十一月一日（第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成三十年十一月一日）から令和三年四月三十日まで」を「令和三年五月一日から同年十月三十一日まで」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　車両総重量が五トン以下の専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。次号において「乗合自動車等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

第九十条の十四第五項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　車両総重量が八トンを超える貨物自動車（被牽引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合する検査自動車（第一項又は第九十条の十二第二項若しくは第三項の規定の適用があるものを除く。）のうち、側方衝突警報装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて令和三年五月一日から令和六年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

第九十条の十四第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第八条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「同法第七十一条第一項又は」を「同項又は同法」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定の適用がある年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定があつた場合において、その決定に係る所得税法第百二十二条第一項第二号若しくは第三号若しくは第百二十三条第二項第八号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額があるときは、所得税法第百五十九条若しくは第百六十条の規定又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十三条の規定を準用する。この場合において、所得税法第百五十九条第三項中「第一項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次の各号に掲げるものである場合には、当該各号に定める日。以下この項において「一月経過日」という。）（当該一月経過日」とあるのは「同法第二十五条（決定）の規定による決定の日（同日」と、同法第百六十条第三項ただし書中「次に掲げる日のうちいずれか早い日」とあるのは「同法第二十五条（決定）の規定による決定の日」と読み替えるものとする。

前項に定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（税理士法の一部改正）

第九条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「（署名の義務）」に改め、同条第一項及び第二項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、同条第三項中「署名押印する」を「署名する」に改め、同条第四項中「署名押印」を「署名」に改める。

第三十三条の二第三項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第十条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号中「四十九年」を「五十年」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十一条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「の各号」を削り、「者は」を「者又は提出することができる者は」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　所得税法第百二十二条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（その年分の同法第八十九条の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除（同法第九十二条第三項に規定する配当控除をいう。第四号において同じ。）の額を超える場合における当該申告書に限る。）

第六条の二第一項に次の一号を加える。

四　所得税法第百二十七条第二項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（その年の一月一日から同項の出国の時までの間の同法第八十九条の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合における当該申告書に限る。）

第十二条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六号」を「第五号」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第四条第一項中「の全部」を「（財務省令で定めるものを除く。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第八条第一項及び第四項において同じ。）の全部」に、「であって、納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあっては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第二項中「であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第三項中「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従って行われていないとき（当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。